

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和6年4月10日）

三重県から、中小企業・小規模企業等が、従業員の賃金引き上げにつながるよう、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために実施する施設・設備の省エネルギー化・効率化や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入などの経営向上に向けた取組を支援することを目的として、「第3回三重県エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」の公募が始まりましたのでお知らせいたします。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしくお願いいたします。

・補助対象者

三重県内に主たる事務所または事業所を有する中小企業等、三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者で、エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を実施することで、従業員の賃金引き上げにつなげようとする者

※これまでに実施された生産性向上・業態転換支援補助金の採択事業者についても申請可能です。

・補助対象事業

エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、従業員の賃金引き上げにつなげるために実施する以下の経営向上の取組

- (1)省エネルギー機器や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上
- (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入による生産性向上
- (3)DXの導入による生産性向上
- (4)サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築
- (5)需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- (6)新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築
- (7)新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販路開拓
- (8)新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販路開拓
- (9)その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組

・補助限度額

50万円(下限)から400万円(上限)

・補助率

補助対象経費の1/2以内

・募集期間

令和6年4月10日から令和6年5月31日まで(消印有効)

・申請書の提出・問い合わせ先

〒514-0004

津市栄町 1-891(三重県合同ビル5階)  
公益財団法人三重県産業支援センター  
経営支援課 生産性向上補助金 係  
TEL : 059-253-1281

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177_00002.htm)

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします。

発信元

\*\*\*\*\*

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/>

E-mail [san.shien@city.matsusaka.mie.jp](mailto:san.shien@city.matsusaka.mie.jp)

\*\*\*\*\*